別　紙　３

# 向精神薬長期処方に関連する研修について

**１．本研修会に参加されると、１日の受講で日本医師会生涯教育講座２単位（CC：20「不眠」・69「不安」各１単位）が取得でき、全国医師会研修管理システム（生涯教育制度）に登録されるとともに、１日目、２日目ともに本研修の受講証明書を配布いたします。（医師のみ）**

**２．本研修２日間のうち、いずれか１日のみの受講で標記研修の要件を満たすことになります。（両日受講いただく必要はありません。）**

**※福岡県知事よりの「かかりつけ医心の健康対応力向上研修　修了証書」及び「日本医師会かかりつけ医機能研修（応用研修１単位）」には２日間ともの受講が必要です。（前ページ参照）**

**３．届出は不要ですが、指導等に備えて下記のいずれかを保管してください。**

**①当日配布する本研修の受講証明書**

**②日本医師会生涯教育講座のどのカリキュラムコードを取得したかが分かるもの**

**※所属の各郡市医師会若しくは福岡県医師会に照会いただければ、「生涯教育講座　受講証明書」を発行いたします。**

**※全国医師会研修管理システム（生涯教育制度）への登録には時間を要する場合があります。**

---

参考１　【平成 30 年４月版　医科点数表の解釈　661p】

（１）「２」（＝向精神薬多剤投与以外の内服薬多剤投与／処方料 29 点、処方箋料 40 点）において、「不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して１年以上継続して別に厚生労働大臣が定める薬剤の投薬を行った場合」とは、薬効分類上の抗不安剤、催眠鎮静剤、精神神経用剤又はその他の中枢神経系用薬のいずれかに該当する医薬品のうち、ベンゾジアゼピン受容体作動薬を１年以上にわたって、同一の成分を同一の１日当たり用量で連続して処方している場合（以下「向精神薬長期処方」という）をいう。なお、定期処方と屯服間の変更については、同一の１日当たり用量には該当しない。また、以下のいずれかに該当する医師が行った処方又は当該処方の直近１年以内に精神科の医師からの助言を得て行っている処方については、向精神薬長期処方に該当せず、「３」（＝処方料 42 点、処方箋料 68 点）を算定すること。

ア　不安又は不眠に係る適切な研修を修了した医師であること。

イ　精神科薬物療法に係る適切な研修を修了した医師であること。

（２）向精神薬長期処方に係る処方期間の算出は、平成 30 年４月１日以降に行う処方を対象とする。

参考２　【疑義解釈その１　問 171】

| |
|---|
| 不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して１年以上継続してベンゾジアゼピン受容体作動薬の投薬を行った場合に算定する処方料・処方箋料について、「不安又は不眠に係る適切な研修」及び「精神科薬物療法に係る適切な研修」とはそれぞれ何を指すのか。 |

（答）「不安又は不眠に係る適切な研修」については、現時点で日本医師会の生涯教育制度における研修（「日医ｅラーニング」を含む。）において、カリキュラムコード 69「不安」又はカリキュラムコード 20「不眠」を満たす研修であって、プライマリケアの提供に必要な内容含むものを２単位以上取得した場合をいう。

「精神科薬物療法に係る適切な研修」については、現時点で日本精神神経学会又は日本精神科病院協会が主催する精神科薬物療法に関する研修をいう。ただし、精神科の臨床経験５年以上を有する状態で受講した場合のみ該当すること。